

第3問

被告人 X は強盗等の罪により指名手配されていた。平成 4 年 7 月 8 日神奈川県内の R ホテルに潜伏していた X は外出しようとして自己の乗用車に乗り込もうとした際、張り込んでいた警察官 A から呼び止められ、一目散に走って逃げた。これを見て、A とともに張り込んでいた警察官 B も加勢すべく両者の後を追った。X はすぐに建物とフェンスの間の幅が約 1 メートルと狭く、しかも背丈の高い雑草等の茂ったホテルの裏で、追跡する A に追い詰められた。自己を追跡しているのは A のみであると考えた X は遂に後方 1 メートル足らずに迫ってきた A を殺害するつもりで、振り向きざま、A に向けてトカレフ自動装てん式拳銃を 1 発発射した。弾丸は A の左上腕部を貫通し、さらに、A の後方 2 メートルに追いついた B の胸部に命中し、もって、A は左上腕銃創の傷害を負い、B は心臓銃創により失血死した。

X は A および B に対していかなる罪責を負うか。(なお、公務執行妨害罪および銃刀法違反の点については除く。)

参考：東京高裁平成 6 年 6 月 6 日